

一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会

会 費 規 程

規程第 4 号

平成 28 年 6 月 7 日

第 1 回理事会決定

平成 30 年 3 月 28 日一部改正

(目 的)

第 1 条 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会の社員及び会員は、法人の設立及び維持のために、一定の会費を納めるものとし、ここに規定する。

(会 費)

第 2 条 会費の種類及び金額は、別表のとおりとする。

- 2 年会費の納入は、毎年 4 月初日より受入れ 5 月末日を期限とする。
- 3 設立時の社員の会費は、平成 28 年 7 月中旬より受入れ 8 月末日を期限とする。
- 4 新しく入社又は入会した者は、入社又は入会通知を受け取った日から 1 月以内に入会金及び年会費を納入しなければならない。この場合の年会費は、入社又は入会の時期に関わらず同額とする。

(会費の特例)

第 3 条 会長又は理事等が入会した場合、非常勤かつ無報酬の者については、会費の納入を免除する。

(会費の管理)

第 4 条 会費は、法人事務局経理担当者が受納し、会費収納台帳及び総勘定元帳の会費収入の科目に記載し、法人会計の区分で管理する。

(会費の使途)

第 5 条 会費は、設立時の登記関係経費（交通費を含む。）及び法人運営上の社員総会及び理事会開催のための会場借り上げ費用、茶菓代、非常勤理事等の理事会出席費用、社員及び会員各位への事業の実施状況などの広報経費等に支弁されるほか、残余の会費は、法人会計の流動資産として活用される。

(会費の督促)

第 6 条 会費が納期限 1 月を過ぎても納入されない場合は、事務局は、未納社員または

会員に督促しなければならない。なお、督促によっても納入が無い場合は、社員又は会員資格喪失の予告も含め、納入期限 10 月後再度督促しなければならない。

(社員資格の喪失)

第 7 条 会費を 1 年間滞納した場合、社員または会員は納入期限の 1 年後にその資格を失い、退会したものとする。

(資格喪失者の会費の扱い)

第 8 条 社員等が資格喪失した場合、その理由にかかわらず、既に納めた会費等は返還しない。

(附則 法人設立当初の収納事務の特例)

第 1 事務局が本格稼働する前の会費は、専務理事が受納し、法人の会計規程により、会費収納台帳及び総勘定元帳に記帳するとともに、銀行口座を開設し管理するものとする。

(附則 会費規程の見直し)

第 2 第 2 事業年度末において、法人の財務状況を勘案し、この会費規程を見直すこととする。

(附則 実施時期)

第 3 この規程は平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

(附則 会費規程の見直し)

第 4 平成 30 年度会費より別表を改正する。(30 年 3 月 28 日第 9 回定時理事会決定)

別表 会費の種別及び金額一覧表 (単位：円)

設立時社員		設立後の入社又は入会			
会費種別	金 額	会費種別	社員金額	団体会員金額	個人会員金額
設立拠出金	30,000	入 会 金	10,000	20,000	10,000
年 会 費	30,000	年 会 費	30,000	10,000	5,000